

1. 計画の法的位置付け及び性格等

(1) 計画の法的位置付け

下野市第9期高齢者保健福祉計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定するものです。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制確保に関する計画）に基づき、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービスの提供体制の確保等、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる施策などを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）に基づき、介護サービスの見込量や介護保険制度の円滑な実施を図るための施策などを定めるものです。

(2) 計画の性格

「老人福祉計画」は、すべての高齢者を対象とする健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般に関する計画です。

「介護保険事業計画」は、65歳以上（第1号被保険者）と、40～64歳（第2号被保険者）で老化が原因とされる特定疾病者の要支援・要介護認定者を対象としています。要支援・要介護状態となっても、適した介護サービスを活用することにより、できるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、介護保険事業の適切で効率的な運営を推進するための計画です。介護保険事業計画は、計画期間の3年間における介護保険給付サービスについて、利用人数や回数、日数を推計し、それに基づき保険料を算定します。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3年間とします。

年号	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度			
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041			
	第9期			第10期			第11期			第12期			第13期			第14期					
	団塊の世代が 75歳以上に																		団塊ジュニアが 65歳以上に		

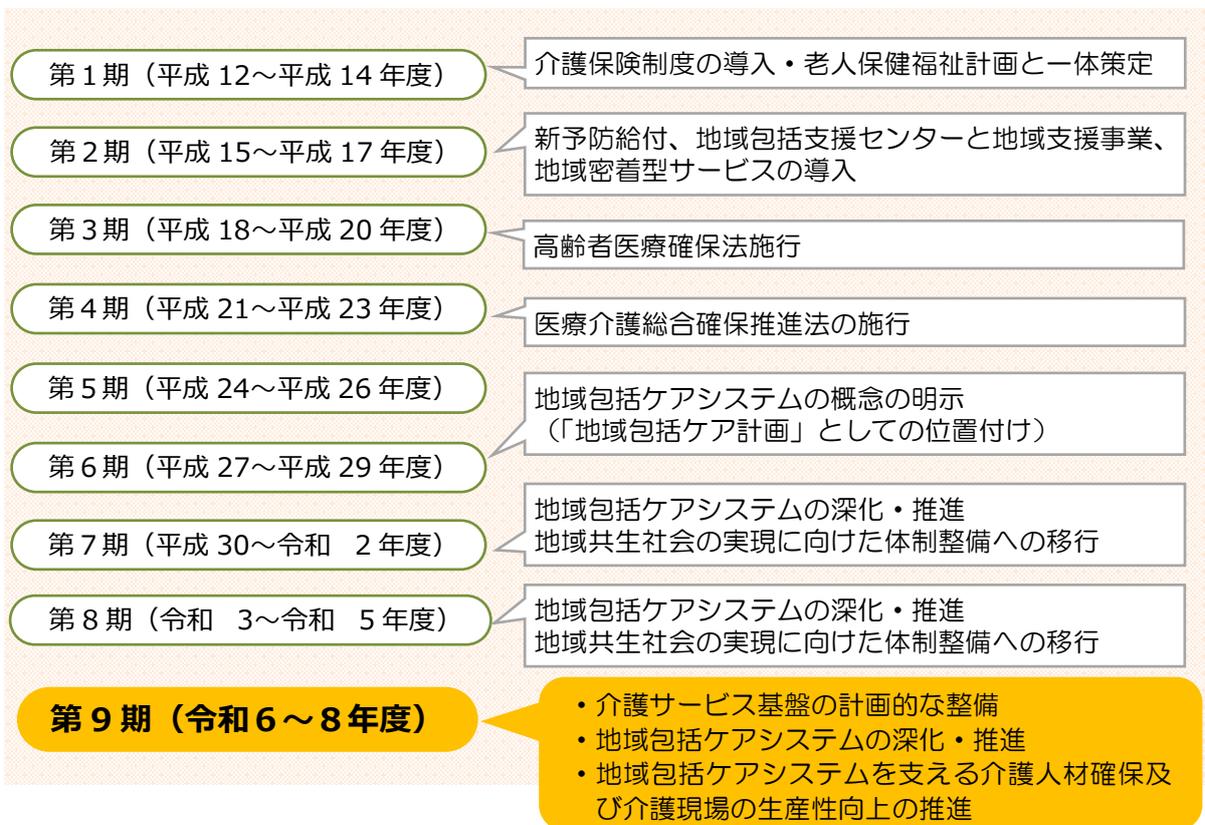
2. 高齢者保健福祉計画を取り巻く近年の動向

～地域共生社会の実現に向けた基盤としての地域包括ケアシステム～

第9期の計画期間中に迎える令和7（2025）年は、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来すると言われています。また、令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる現役世代1.5人で高齢者1.0人を支えなければならない、いわゆる肩車社会の到来が懸念されています。

このような状況のもと、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、近年では**重層的支援体制整備事業**において地域包括支援センターは、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うことなども期待されています。このことは、主に高齢者の地域生活を支えるための仕組みとして発展してきた地域包括ケアシステムが、その深化・推進、および理念の普遍化を通じて、**地域共生社会の実現に向けた基盤としても機能**していくことが期待されていると言えます。

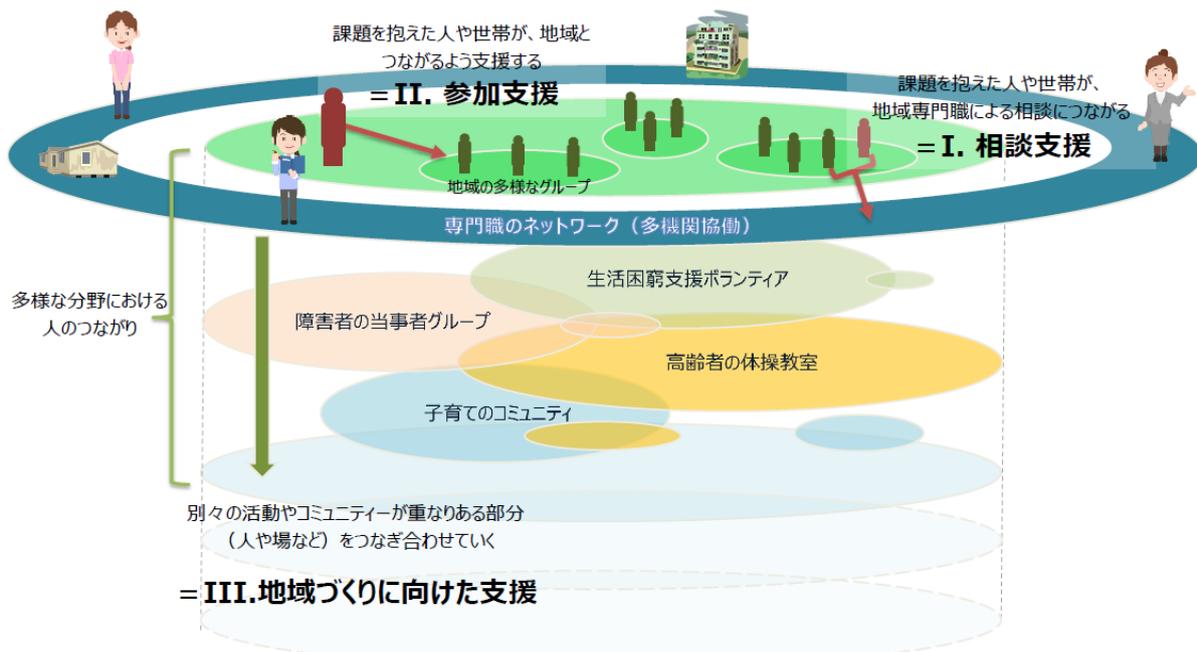
<介護保険事業計画の制度改訂の経過等>



■ 下野市の地域包括ケアシステム ■



■ 重層的支援における重層化のイメージ ■



3. 第8期計画策定時のポイント

1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2. 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

4. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

5. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

6. 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

4. 第9期計画に向け基本指針で記載を充実する事項

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

5. 第9期計画の体系（案）

施策の柱1 生きがいつくりの推進

- (1) 社会活動への参加推進 (2) 就業機会の確保 (3) 学習機会の確保

施策の柱2 介護予防・日常生活支援の推進

- (1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防・フレイル予防の推進
(3) 生活支援対策の推進

施策の柱3 介護・福祉サービスの充実・強化

- (1) 介護サービスの基盤整備 (2) 介護サービスの適正な運営
(3) 費用負担の適正化

施策の柱4 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 在宅医療の市民への普及啓発
(3) 在宅医療サービス提供の体制整備

施策の柱5 認知症施策の推進

- (1) 認知症に関する知識の普及・啓発 (2) 認知症予防事業の充実
(2) 認知症の早期発見・早期治療 (4) 地域支援体制の推進
(5) 若年性認知症への対応

施策の柱6 人材の確保・育成

- (1) 介護職 (2) 医療職 (3) 介護支援専門員 (4) 生活支援の担い手
(5) 労働環境・処遇の改善

施策の柱7 安全・安心な暮らしの確保

- (1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護事業の推進 (3) 高齢者虐待防止対策の推進
(4) 日常生活の安全対策 (5) 防災・災害対策 (6) 感染症等の対策

施策の柱8 地域における支え合い・助け合いの充実

- (1) 市民の理解・協力の促進 (2) 地域における支え合い体制づくりの促進
(3) 地域包括支援センター機能の強化 (4) 地域ケア会議の推進
(5) 事業所・関係団体等の理解・協力の促進

6. 今後の策定スケジュール

時期	会議	テーマ
令和5年 9月	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇第8期計画の現状と課題について ◇各種アンケート調査結果について ◇第9期計画の策定方針について ◇今後の策定スケジュールについて
10月	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇計画骨子案について ◇計画素案について ◇介護保険料（案その1）について
12月	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇計画案の修正について ◇介護保険料（案その2）について
12月	パブリックコメント	
令和6年 2月	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇パブリックコメントの結果について ◇計画（案）・保険料（案）の議会提出について
3月	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇第9期計画報告 ◇令和5年度事業報告（指標評価と課題）